

12水漁第3267号
平成12年11月1日

農林漁業信用基金理事長
社団法人 漁業信用基金中央会会長
各漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁長官

中小漁業融資保証保険制度における保証保険の保険料率の改正について

漁業をめぐる状況が厳しさを増す中、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下「法」という。）に基づく漁業信用保険制度は、信用力の乏しい中小漁業者等が漁業協同組合等の金融機関から融資を受ける際の信用力を補完するものとして、漁業経営の安定に重要な役割を果たしている。

一方、現行の保証保険の保険料率については、資金及び保険期間の区分に応じて設定されているが、漁業者等の保険引受リスクが適切に反映されていないとの問題等が指摘されているところである。

このような状況を踏まえ、今般、保証保険の保険料率について、漁業者等の間の保険料負担の公平等を図り、もって保証保険制度の健全な運営を確保する観点から、その体系及び水準の見直しを行うこととし、平成12年11月1日付けで中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第451号）が施行されたところである。

については、下記に掲げる本政令の趣旨、内容等に留意の上、今後の保証保険業務の適正な運営に一層の配慮をされたい。

記

1 保証保険の保険料率の改正

保証保険の保険料率について、保険料負担の公平を確保するため、別表1のとおり中小漁業者等の区分に応じて設定することとした。

（1）保険料率の体系の見直し

保険料率について、漁業者等ごとの保険事故率等を踏まえ、漁業者等の間の保険料

負担の公平性が確保されるよう、保険期間の区分を廃止し、中小漁業者等の区分（「総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者」と「その他の者」の2区分）を設定することとした。

ア 「総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者」及び「その他の者」について

（ア） 「総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者」とは、法第2条に規定する中小漁業者等のうち、単独経営又は共同経営を問わず、その営む漁業において、漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項に規定する動力漁船（運搬船等の附属船（定置網漁業等で使用される作業船等を含む。）を除く。）であって、同法第9条第1項の漁船原簿に記載される総トン数が20トン以上であるものを使用するものとする。

（イ） 「その他の者」とは、法第2条に規定する中小漁業者等のうち、（ア）に規定する者以外のものとする。

イ 兼業者の取扱いについて

複数種類の漁業を営む漁業者等については、原則として、直近3カ年の事業年度における漁業収入の年平均額のうち、総トン数20トン以上の動力漁船を使用して営む漁業による収入が過半を占めるものにあつては「20トン以上の者」とし、過半に満たないものにあつては「その他の者」として取り扱うものとする。

（2）保険料率の水準の見直し

近年の保険事故率及び回収率の実績等を踏まえ、資金及び中小漁業者等の区分ごとの保険引受リスクを反映した保険料率を設定することとした。

なお、今回の保険料率の設定に当たっては、保証審査の厳正化、期中管理の強化、求償権の回収の促進、良質保証の拡大等に向けた取組により、今後、保険事故率等が相当程度改善されるものと見込んで算定したことから、これら取組についての一層の努力が必要である。

2 新日韓漁業協定に係る資金に関する保険料率の特例

借替緊急融資資金のうち、新日韓漁業協定関連対策として設けられた漁業者借換資金及び漁協借換資金（平成12年10月31日付け大蔵省・農林水産省告示第39号に規定する資金をいう。）については、新日韓漁業協定の結果、資金の借換えを余儀なくされた漁業者等を平成13年度までの間に限って救済することを目的として創設されたものであることにかんがみ、これらの資金に係る保険関係であつて平成14年3月31日までに成立しているものに係る保険料率は、別表2のとおり現行どおりとすることとした。

3 協会における保証料率の見直し等

漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の保証料率については、今回の政令の改正の趣旨及び内容、協会の財務状況等を考慮して、適切に見直しを行い、協会ごとに水産庁に協議するものとする（「漁業信用基金協会業務方法書（例）等の一部改正等について」（平成9年4月1日付け9水漁第1090号水産庁長官通知））。

また、漁業近代化資金等保険事故率の低い資金についての付保割合の向上は、保証保険収支の改善を図る上で重要であることから、当該資金についての付保割合の低い協会にあっては、今回の政令の改正を契機として、都道府県、系統金融機関等とも協力し、付保割合の向上に努める必要がある。

4 適用期日

ア 新保険料率は、平成12年11月1日以降の日において新規に引き受ける保険案件から適用することとする。

イ 協会の新保証料率は、当該協会の理事会において承認された日以降の日において新規に引き受ける保証案件から適用することとする。

(別表 1)

資金種類	中小漁業者等	
漁業近代化資金、 金融公庫資金及び 漁業経営改善促進資金	総トン数 20 トン以上の動力漁船を使用して 漁業を営む者（以下「20 トン以上の者」と いう。）	年 0. 2 5 %
	その他の者	年 0. 2 2 %
公害防止資金及び 災害資金	20 トン以上の者	年 0. 3 4 %
	その他の者	年 0. 3 4 %
一般緊急融資資金	20 トン以上の者	年 0. 7 0 %
	その他の者	年 0. 7 0 %
借替緊急融資資金	20 トン以上の者	年 1. 2 0 %
	その他の者	年 1. 2 0 %
上記資金以外の資金	20 トン以上の者	年 0. 8 5 %
	その他の者	年 0. 6 4 %

(別表 2)

保険期間	保険料率
3 年未満	年 1. 0 0 %
3 年以上 1 0 年未満	年 0. 9 9 %

(別紙)

漁業信用基金協会の保証倍率の基準

1. 協会倍率（業務方法書（例）第5条倍率）の最高限度

	倍 率
1. 出資金の額が5億円未満又は地方公共団体の出資額が2億5,000万円未満の協会 ただし $\frac{\text{余裕金の額}}{\text{出資金の額}} = 125\%$ 以上の協会	1.2倍 1.6
2. 出資金の額が5億円以上1.5億円未満の協会 ただし $\frac{\text{余裕金の額}}{\text{出資金の額}} = 125\%$ 以上の協会	1.6 2.0
3. 出資金の額が1.5億円以上の協会 ただし $\frac{\text{余裕金の額}}{\text{出資金の額}} = 125\%$ 以上の協会	2.0 3.0（累計事故率の2倍の逆数が3.0未満の場合は、当該逆数）
4. 上記1～3にかかわらず余裕金の額<出資金の額の協会	1.2

(注) (i) 漁業近代化資金についての協会倍率の最高限度は、上記1～4にかかわらず、当分の間、
1.5倍（出資金の額が1.5億円以上の協会で $\frac{\text{余裕金の額}}{\text{出資金の額}} = 125\%$ 以上の
ものにあつては、3.0倍（累計事故率の2倍の逆数が3.0未満の場合は、当該逆数倍））
とする。

(ii) 累計事故率 = $\frac{\text{累計代弁額}}{\text{累計弁済額} + \text{累計代弁額}} \times 100$

2. 1 被保証人に対する倍率（業務方法書（例）第3条倍率）の最高限度

区 分	倍 率
1. 協会倍率× $\frac{\text{出資金の額}}{\text{出資金の額}-\text{地方公共団体の出資額}} < 20 \text{ 倍}$	20 倍
2. 協会倍率× $\frac{\text{出資金の額}}{\text{出資金の額}-\text{地方公共団体の出資額}} > 20 \text{ 倍}$	30
3. 上記の1及び2にかかわらず	
① 1. に該当する協会であつて、累計収支率が100%未満のもの	30
② 2. に該当する協会であつて	
ア 累計収支率が200%以上のもの	20
イ 累計収支率が50%以上100%未満のもの（累計収支率が上昇傾向にない協会に限る。）	40
ウ 累計収支率が20%以上50%未満のもの（累計収支率が上昇傾向にない協会に限る。）	50
エ 累計収支率が20%未満のもの（累計収支率が上昇傾向にない協会に限る。）	60

（注）（i）上記1から3までにかかわらず、漁業近代化資金、金融公庫資金、漁業経営改善促進資金及び緊急融資資金並びに漁協等保証債務についての協会の1被保証人に対する倍率の最高限度は、当分の間40倍（上記3の②のエの区分に該当する協会にあつては、50倍とする。ただし、協会が、繰越欠損金が生じていない協会等である場合にあつては、漁業近代化資金、金融公庫資金及び漁業経営改善促進資金並びに漁協等保証債務についての当該協会の1被保証人に対する倍率の最高限度は、当分の間50倍（上記3の②のエの区分に該当する協会にあつては、60倍）とする。

$$(ii) \text{ 累計収支率} = \frac{\text{受領保険金} - \text{元本回収納付額} - \text{違約金回収納付金}}{\text{納付保険料}} \times 100$$

（iii）この基準において、「累計収支率が上昇傾向にない協会」とは、申請時の属する年度の前年度の累計収支率がそれ以前5年間における各年度の累計収支率の平均値以下であり、かつ、前々年度における累計収支率より低い協会をいう。

（iv）この基準において、「繰越欠損金が生じていない協会等」とは、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、エ又はオのいずれかに該当する協会をいう。

ア 繰越欠損金が生じていない協会であつて、「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について」（平成10年6月19日付け蔵銀第1659号大蔵省銀行局長・水産庁長官通知）の2-5の（8）のロ（以下「本則基準」という。）の規定により求償権償却引当金の繰入れを行っているもの

イ 繰越欠損金が生じていない協会であつて、「漁業信用基金協会の監督に当たっての留

意事項について」の一部改正について」(平成12年3月30日付け12水魚第1026号金融監督庁長官・水産庁長官通知。以下「改正通知」という。)の附則の3の規定により求償権償却引当金の繰入れを行っているもの

ウ 繰越欠損金が生じていない協会であって、改正通知の附則の2の規定により求償権償却引当金の繰入れを行っているもののうち、当該引当金の額と本則基準によった場合の引当金の額との差額が、準備金の額より小さいもの

エ 直近の過去3カ年における経常収支の平均値が正の値となる協会

オ 直近の過去3カ年における経常収支の平均値が負の値となる協会であって、直近の3カ年における当期利益金の平均値が正の値となるもの又は直近の過去3カ年における当期利益金の平均値が負の値となるものであって、その平均値の絶対値が準備金の額(ウに該当する協会にあっては、準備金の額からウに規定する「当該引当金の額と本則基準によった場合の引当金の額との差額」を控除した額)の10分の1以内となるもの